



# 美浜町人事行政の運営等の 状況を公表します

町では、人事行政について、町民の皆さんにその運営の状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。条例や町議会における予算の審議を通じて公表されていることとあわせて、町民の皆さんにより一層これをご理解いただくため、今月号と来月号の2回に分けて人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。

## 1. 人件費(普通会計決算) 人口は平成22年3月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	20年度(参考)
21年度	10,793人	82億6,789万円	14億1,743万円	17.1%	16.4%

※普通会計とは、一般会計に診療所会計を加えたものです。

## 2. 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
21年度	185人	6億3,598万円	8,026万円	2億3,442万円	9億5,066円	514万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

## 3. ラスパイレス指数

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ラスパイレス指数	90.1	90.4	92.0	92.1

※国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数

## 4. 初任給

区分	一般行政職	技能労務職	医療職(三)
高校卒	140,100円	137,200円	—
短大3卒	—	—	188,900円
大学卒	161,600円	—	198,300円

※短大3卒…3年生の短期大学の卒業生

## 5. 学歴・経験年数別平均給料月額(平成22年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	235,275円	288,850円	323,833円
	高校卒	214,667円	254,867円	293,167円

## 6. 平均給料月額及び平均年齢(平成22年4月1日現在)

区分	平均給料額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	298,971円	318,373円	41.3歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

## 7. 期末・勤勉手当(平成21年度支給割合)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.25月分	1.5月分	2.75月分
勤勉手当	0.7月分	0.7月分	1.40月分

## 8. 職員手当(平成22年度分)

区 分	内 容
扶養手当(月額)	配偶者 13,000円 配偶者以外1人目 6,500円(配偶者がいない場合は11,000円) " 2人目以降 6,500円 ※満16歳以上22歳までの子1人については、5,000円を加算。
住居手当(月額)	世帯主である職員に借家12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円まで
通勤手当(月額)	通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から24,500円まで
宿日直手当(1回)	4,200円
管理職手当(月額)	・課長級 41,600円~51,900円 ・課長補佐・保育園長級 22,200円~31,700円 ・保育園副園長級 18,500円

## 9. 特別職の報酬等(平成21年度分)

区 分	町 長	副 町 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当月数	3.1月分			3.1月分		

期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

## 10. 部門別職員数(平成22年4月1日現在)

区 分	部 門	職 員 数		対前年増減数
		平成21年度	平成22年度	
一 般 行 政	議 会	2	2	
	総 務	36	36	
	税 務	8	9	1
	農 水	11	11	
	商 工	9	9	
	土 木	11	9	▲2
	民 生	64	64	
	衛 生	13	13	
	小 計	154	153	▲1
特 別 行 政	教 育	37	36	▲1
	警 察			
	消 防			
	小 計	37	36	▲1
合 計		191	189	▲2
公 営 企 業 等	病 院			
	水 道	5	6	1
	交 通			
	下水道	5	3	▲2
	その他	6	6	
	小 計	16	15	▲1
総 合 計		207	204	▲3

※条例に定められている職員定数は250人

## 11. 年次別職員数(実績)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職 員 数	227人	216人	207人	204人
対前年増減数	▲5	▲11	▲9	▲3

□ 国税庁ホームページの検索方法



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご存知ですか。

インターネットで申告書が作成できます

税務署では、できるだけ納税者ご自身に確定申告書を作成していただき、不明な点があれば、必要なアドバイスをさせていただく「自書申告」及び「e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用」を推進しています。

税務署における申告会場では、備え付けのパソコンを使用している申告をお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いします。



平成22年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に

● 最高5,000円の税額控除

このコーナーでは、画面案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税・消費税の確定申告書や青色決算書・収支内訳書等が作成できます。

申告書等を作成した後は、同コーナーの画面上からそのままe-Taxを利用して税務署に送信できるほか、ご自宅のプリンタで印刷して送付等により税務署に提出することができます。

なお、e-Taxを利用して所得税の確定申告をされると、次のようなメリットがあります。

● 24時間いつでも利用可能  
所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも受付しています。

e-Taxのご利用にあたっては、事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。

※電子証明書を取得済みの方は、有効期限(取得から3年間)をご確認ください。

● 還付金がスピーディー  
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

● 添付書類の提出省略  
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

ただし、確定申告期限から3年間は、書類の提出又は提示を求めることがありますので、大切に保管してください。

確定申告の必要のない方も、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

● 病気やけが等で多額の医療費を支払った方

● 住宅をローンで取得された方

● 年の途中で退職し、再就職をしていない方等

確定申告に必要なもの

- 申告相談を利用される方
- 印鑑、筆記用具、計算機
- 平成22年中の収入や必要経費を明らかにする書類

確定申告をしなければならぬ人

● 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除額の合計額を超える方

● サラリーマンで給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等

所得税の還付申告

確定申告の必要のない方も、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

● 病気やけが等で多額の医療費を支払った方

● 住宅をローンで取得された方

● 年の途中で退職し、再就職をしていない方等

確定申告に必要なもの

● 申告相談を利用される方



「確定申告」自分で作成してお早めに！

## 平成22年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は2月16日(水)

- 公的年金、給与等の源泉徴収票(原本)
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が必要です。
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書(給与所得者で年末調整時に勤務先へ提出されている場合は不要)
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書及び領収書
- ※医療費の支払額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額が10万円以上、若しくは、所得の5%が10万円以下の方はその金額。(明細書は税務署または町税務課にあります)
- その他所得控除を受けるための書類
- 送付等で申告される方
- 申告書に記載されている必要な書類(収支内訳書、源泉徴収票(原本)、生命保険料や地震保険料等の支払証明書等)

- その他所得控除を受けるために必要な書類(医療費控除の明細書及び領収書、寄附金等の支払証明書等)
- ※申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、申告書(控)及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 申告相談の会場及び日程

ご自分で申告書を作成することが困難な方は、期間中次の申告相談をご利用ください。

また、事前に「お知らせはがき」や「お知らせ通知書」がお手元に届いている方で、今年も申告会場を利用される場合は、この「お知らせはがき」等を必ずご持参ください。

#### ■ 敦賀税務署の申告書作成会場

- 日時  
1月24日(月)～3月15日(火)  
午前9時～午後5時  
(消費税・地方消費税は3月31日(木)まで)
- 会場  
敦賀税務署(敦賀駅前合同庁舎)

■ 税務署職員(e-Tax)による  
確定申告の指導

- 日時  
2月16日(水)～18日(金)  
午前9時30分～午後4時
- 会場  
町役場 税務課前

#### ■ 消費税等の申告相談

(所得税・消費税・譲渡所得・贈与税)

- 日時  
2月23日(水)  
午前9時～午後4時
- (北陸税理士会敦賀支部による無料相談)
- 会場  
あいあいプラザ  
(敦賀市東洋町1-1)

#### ■ 美浜町の申告相談(2会場)

- 日時  
2月16日(水)～3月15日(火)  
午前9時～11時、  
午後1時～4時
- 会場  
町役場 税務課前

なお、当日の混み具合によって、受付終了時間を早めることがあります。

※「JAみはま」との共同申告相談です。譲渡所得及び山林所得がある方は、税務署で申告を行ってください。また、営業・事業所得のある方は、必ず収支内訳書をご自分で作成してご持

参ください。

- 日時  
2月16日(水)～3月15日(火)  
午前9時～正午、  
午後1時～4時
- 会場  
わかさ東商工会 美浜支所

※農業所得及び譲渡所得以外の所得について受け付けします(有料)。ただし、人数に限りがあります。

#### ■ 税理士会による青色申告決算講習会(無料)

- 日時  
1月27日(木)  
午後1時30分～3時
- 会場  
わかさ東商工会 本所  
(若狭町中央1-5)

